

羅針盤 かわら版 No.2

(2018年4月20日発行)

わたくしたちには、
ふるさと小樽を安全安心で、
活力あるまちとして、
次の世代に引き継ぐ責任があります。

小樽みらい会議 代表 **はざま 俊哉**



当会議の会報「羅針盤」の第2号を発刊いたしました。今回は市政の仕組みや市長と議会の関係などについてお知らせいたします。

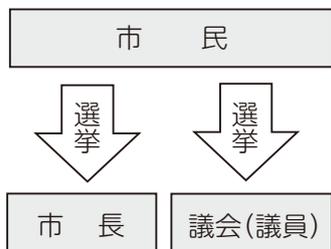
1. 小樽市議会について

市議会は2月、6月、9月、12月の年4回開かれており、1回あたりの会期はおよそ20日間です。2月の議会では新年度の予算が、9月の議会では前年度の決算について審議が行われます。議員定数は25名とされており、3名の無所属議員を除いては、いずれかの政党、会派に属して活動しています。

2. 市政のしくみ「二元代表制」について

意外と思われるかも知れませんが、「地方自治」については日本国憲法に規定されています。その中では、「地方公共団体の長、その議会の議員（中略）は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」とされています。

地方自治体の長（小樽市の場合は市長）と、議会議員を別々に選挙して選ぶこの仕組みは、「二元代表制」と言われています。この制度のもとでは、市長、そして25名の議員はともに市民の代表として民意を担い、市民に対する責任を負っているのです。



3. 市長と議会との関係

市長は、予算や重要な政策を議会に提案し、事務を管理、執行することから「執行機関」といわれています。また、これに対して、議会は予算のほか、

重要な契約を結ぶことや、条例の制定や廃止などを議決することから、「議決機関」といわれています。つまり、予算や重要な政策については、議会が合理的と判断しない限り、市長は執行できないことになります。

市長と議会は住民福祉の増進を図るため、協力するとともに、相互にけん制、抑制することによって独断や専行を防止し、緊張関係を持ち続けることで民主的な行政運営が成り立っています。



4. 議会の役割とは？

議会は市民が選出した二つの代表のうちの一方向の代表として、市長が行政の執行を適切に行なっているかを監視する責務を負っています。議会は市長が提案した予算や重要な案件を単に追認するだけの機関ではありませんから、市長が適切に市政を運営していないと判断した場合には、議会は当然に「監視機能」を果たすため、議会という場でその是非を質し、議論が展開されます。

一方で、市長が市議会に提案した政策のほかに、議会が先進地視察などを通じた調査や研究に基づき、提言したことによって、小樽市が実現し、取り組んできた施策もあります。

ここで近年のいくつかの事例を紹介します。

- ・ 銭函駅のバリアフリー化
- ・ 就学援助の入学前支給
- ・ 小学生の医療費の無料化
- ・ 行政評価の外部評価の導入
- ・ 文化庁が進める「日本遺産」の登録申請など

小樽みらい会議では、ふるさと小樽の未来を皆さんとともに考えてまいります。